

改正

平成19年9月27日規則第176号

平成21年3月24日規則第17号

平成24年7月2日規則第79号

令和2年12月25日規則第71号

新潟市プール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市プール条例（平成19年新潟市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(許可の申請等)

第3条 条例第3条第2項の申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面等を添付するものとする。

- (1) 開設場所案内図
- (2) 配置図
- (3) 貯水槽の平面図及び断面図
- (4) 給水及び排水設備の系統図
- (5) 貯水槽の排水口及び循環水の取水口の図面及び写真
- (6) 空気調和設備又は換気設備の図面
- (7) 主要機器一覧表
- (8) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項の全部が記載されたものに限る。

以下同じ。）

(9) 申請者が個人である場合は、住民票の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

3 条例第3条第2項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 別表第3の1の項に規定するプールの衛生管理者の氏名

(2) プールの使用期間

(3) プールの開設予定日

(許可書の交付)

第4条 市長は、条例第3条第3項に規定する許可をしたときは、申請者に別記様式第2号による許可書を交付するものとする。

(構造設備)

第5条 条例第3条第3項第8号の規則で定める事項は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、市長は、安全が確保され、かつ、公衆衛生上支障がないと認めたときは、この基準を一部緩和し、又は適用しないことができる。

(変更の届出)

第6条 条例第4条第1項又は第2項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。

2 条例第4条第1項の規定により変更の届出をする場合は、第3条第2項第2号から第7号まで及び第10号に掲げる書類、図面等のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

(維持及び管理)

第7条 条例第5条第2項第4号の規則で定める水質の基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 プールの開設者は、水質検査の結果が別表第2第1（遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の項を除く。）に掲げる水質基準に適合しない場合は、直ちに別表第3の2の項第5号の規定による必要な措置を講じ、再検査により当該水質基準に適合していることを確認しなければならない。

3 プールの開設者は、前項の規定による措置を講じた場合は、別記様式第4号による水質検査等報告書に水質の検査成績書及び再検査成績書を添付し、速やかに市長に報告しなければならない。

4 条例第5条第2項第5号の規則で定める事項は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、市長は、安全が確保され、かつ、公衆衛生上支障がないと認めたときは、この基準を一部緩和し、又は適用しないことができる。

(休止等の届出)

第8条 条例第7条の規定による届出は、別記様式第5号によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年期間を定めてプールを使用する場合は、第3条第1項の申請書にその使用期間を記載することをもって届出とする。

(地位の承継の届出)

第9条 条例第8条第2項の規定による届出は、別記様式第6号によるものとし、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 相続による承継の場合

ア 戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

イ 相続人が2人以上あるときにおいて、その全員の同意によりプールの開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(2) 合併による承継の場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(3) 分割による承継の場合 プールの開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書及び当該地位を承継したことを証する書類

(許可書の書換交付等)

第10条 プールの開設者は、許可書の記載事項に変更を生じ、第6条第1項の規定により届出書を提出したときは、別記様式第7号により市長に許可書の書換交付を申請することができる。プールの開設者の地位を承継しようとする者が第9条の規定により届出書を提出したときも同様とする。

2 プールの開設者は、許可書を紛失し、き損し、又は汚損したときは、別記様式第7号により市長に許可書の再交付を申請することができる。

(身分証明書)

第11条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第8号によるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第176号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第1第2の表8の項及び10の項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第79号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和2年12月25日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

第 1 貯水槽設備

項目	基準
1 給水設備	常に新規補給水量及び時間当たりの循環水量を把握できるように専用の量水器等を設けること。
2 排水設備	排水路を含め、大量の排水により周辺の下水道などにおいて逆流を起こさないように周辺の生活環境に十分配慮した構造とすること。
3 消毒設備	(1) 貯水槽の水の消毒は、塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、貯水槽の水の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になるように注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。 (2) 液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。 (3) 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。 (4) オゾン発生装置を併用する場合は、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。
4 浄化設備	(1) 循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者数が最大となる場合においても浄化の目的が達せられるような浄化能力を有するものであること。 (2) 循環水の取水口等は、貯水槽の水の水質が均一になるような位置に設けること。 (3) 循環ろ過装置の処理水量は、プールの利用形態、利用者数等に応じたものとする。こと。 (4) 循環ろ過装置は、1 時間につき貯水槽の水の容量に循環水量を加えた水の全容量の 6 分の 1 以上を処理する能力を有すること。ただし、夜間において浄化設備を停止する貯水槽にあつては、1 時間につき当該全容量の 4 分の 1 以上を処理する能力を有すること。

	<p>(5) 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること。</p> <p>(6) 循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。</p>
5 オーバーフロー水再利用設備	<p>(1) オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。</p> <p>(2) 唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設ける場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。</p>
6 プールサイド等の区画区分	<p>複数の貯水槽が設置されている等により、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を利用形態等に応じて区画区分できる構造であること。</p>

第2 付帯設備

項目	基準
1 更衣室	<p>(1) 男性用及び女性用に区画し、双方及び外部から見透かせない構造とすること。</p> <p>(2) 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。</p>
2 シャワー設備	<p>(1) 更衣室及び便所から貯水槽に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等によりプールの利用者が水泳前に身体を洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造設備とすること。</p> <p>(2) 洗浄に使用したシャワー水は、貯水槽の水として再利用する構造としないこと。</p>
3 便所	<p>(1) 男性用及び女性用に区画し、双方及び外部から見透かせない構造とすること。</p> <p>(2) 水洗式の構造設備とすること。</p> <p>(3) 利用者数に応じた数及び規模とすること。</p> <p>(4) 床には不浸透性材料を用いること。</p> <p>(5) 衛生的管理が容易に行える構造設備とすること。</p> <p>(6) 専用の手洗いを設けること。</p>
4 うがい設備	<p>(1) プールサイドに、利用者がうがいをし、又は唾液やたんを吐くための設備</p>

備, 洗面設備, 洗面設備 及び上がり用 シャワー	備, 洗面できる設備, 洗眼できる設備及び利用者が衛生的に使用できる上がりシャワー設備（以下「うがい設備等」という。）を設けること。 (2) うがい設備等は, 衛生的に管理及び使用ができる設備とするとともに, 利用者に便利な位置に利用者数に応じた数を設置すること。 (3) うがい設備等は, 飲用に適する水が供給されるものであること。
5 くずかご	利用者に便利な位置に, 利用者数に応じた数を備えること。
6 照明設備	屋内プール又は夜間に使用する屋外プールにあつては, 貯水槽の水面及びプールサイドの床面における照度が100ルクス以上になるような照明設備を設けること。ただし, 水中に照明を設け, 出入口及び水深等の表示が見えるようにする等貯水槽内及びプールサイドの安全措置が十分に講じられている場合は, この限りでない。
7 換気設備	(1) 屋内プールにあつては, 空気中の二酸化炭素の含有率を0.1%以下に維持できる能力を有する換気設備を設けること。 (2) 換気設備の吸気の入入口及び排気口は, 効果的に換気ができる位置に設けること。
8 消毒剤等保管設備	消毒剤その他の薬剤, 測定機器等必要な資材を適切に保管し, 管理するための施錠できる構造の設備を設けること。
9 監視所等	(1) 利用者の事故防止及び安全確保のため, プールの水域全体が見渡せる監視所又は監視設備を設けること。 (2) 緊急時に直ちに対処できるように適当な数の救命具, 救急薬品等を備えること。
10 採暖室及び採暖槽	(1) 採暖室及び採暖槽を設ける場合は, 衛生的に管理及び使用ができる構造設備とすること。 (2) 採暖槽にあつては, 十分な能力を有する消毒設備及び循環ろ過方式その他の浄化設備が設けられていること。ただし, 海水又は温泉水を採暖槽の水の原水として使用する場合において, 常時清浄な用水が流入し, 採暖槽の水の清浄度を保つことができる構造であると市長が認めるときは, この限りでない。
11 遊技等設備	遊技等のための設備を設ける場合は, 危険防止のために適切な構造設備のも

	のとすること。
12 観覧席	観覧席を設ける場合は、その出入口をプール利用者のためのものと区別し、かつ、プールサイドとは、さく等で区画すること。
13 掲示設備	入口その他利用者の見やすい場所に利用者への注意事項、利用時間、プールの見取り図等を掲示する設備を設けること。

別表第2（第7条関係）

第1 水質基準

項目	基準
1 水素イオン濃度	pH値が5.8以上8.6以下であること。
2 濁度	2度以下であること。
3 過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下であること。
4 遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度	(1) 塩素により消毒を行う場合は、遊離残留塩素濃度が0.4mg/L以上であること。 (2) 二酸化塩素により消毒を行う場合は、二酸化塩素濃度が0.1mg/L以上0.4mg/L以下、かつ、亜塩素酸濃度が1.2mg/L以下であること。
5 大腸菌	検出されないこと。
6 一般細菌	200CFU/mL以下であること。
7 総トリハロメタン	おおむね0.2mg/L以下であること。

備考 海水又は温泉水を原水として使用するプールで、衛生上危害が生じるおそれがないと市長が認めるときは、上表1の項から4の項まで、6の項及び7の項に掲げる基準の一部又は全部を適用しないことができる。

第2 水質基準に係る検査方法

1 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
2 遊離残留塩素濃度、二	ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと

酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定	同等以上の精度を有する検査方法によること。
3 大腸菌の測定	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法によること。

別表第3（第7条関係）

1 衛生管理者	<p>プールにおける安全で衛生的な維持管理の実務を行わせるため、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有する者を衛生管理者として置くこと。なお、衛生管理者は、プールの規模等の実情に応じ、条例第6条に規定する管理責任者と兼ねることができる。</p>
2 貯水槽の水の管理	<p>(1) 貯水槽の水は、常に消毒し、遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が貯水槽内で均一になるよう管理すること。</p> <p>(2) 新規補給水量及び時間当たりの循環水量を常に把握すること。</p> <p>(3) 貯水槽の水の温度は、22℃以上とし、温度が均一になるよう配慮すること。</p> <p>(4) 貯水槽の水の水質検査は、次によること。</p> <p>ア 遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度については、毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定をすること。この場合において、測定のうち1回は、利用者数が最大となる時間帯に行うこと。</p> <p>イ 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上測定すること。ただし、毎年期間を定めて使用するプールにあっては、30日以内ごとに1回定期的に測定すること。この場合において、その使用日数に30日未満の端数を生じた場合は、当該端数が16日以上あるときに1回測定すること。</p> <p>ウ 総トリハロメタンについては、毎年1回以上測定すること。この場合において、通年又は夏期に使用するプールにあっては6月から9月までの時期に、それ以外の時期に使用するプールにあっては水温が比較的高い時期に測定すること。</p> <p>エ 利用者が多数である場合等汚染負荷量が多い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。</p>

	<p>(5) 前号の水質検査の結果が別表第2第1の水質基準に適合していない場合は、以下の措置を講ずること。</p> <p>ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。この場合において、一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。</p> <p>イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合は、水泳を一時中止させ、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上としてから水泳を再開すること。</p> <p>ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4mg/Lを下回った場合にはイの規定による措置を講ずること。また、0.4mg/L以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。</p> <p>エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの規定の適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替えるものとする。この場合において、二酸化塩素濃度が0.4mg/Lを超えたとき、又は亜塩素酸濃度が1.2mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整、補水等によって速やかに改善を図ること。</p> <p>(6) 水質検査の試料採水地点は、容量100立方メートル以上の長方形の貯水槽にあっては、貯水槽内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20cmとし、必要に応じて、循環ろ過装置の取水口付近とすること。その他の貯水槽にあっては、これに準じ、容量及び形状に応じた適切な地点とすること。</p>
<p>3 プール設備及び付帯設備の維持管理</p>	<p>(1) 貯水槽の水をすべて入れ替えるときは、入れ替え後の貯水槽の水に汚染物が移行しないよう清掃するとともに、常に藻の発生防止に努めること。</p> <p>(2) 年間を通じて使用するプールにあっては、随時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じて貯水槽の水抜き清掃を行うこと。</p> <p>(3) 期間を定めて使用するプールにあっては、使用期間中に随時、清掃並び</p>

に設備の点検及び整備を行うとともに、必要に応じて貯水槽の水抜き清掃を行うほか、使用開始前及び使用終了後に十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行うこと。

(4) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに、随時、点検を行うこと。

(5) 貯水槽の排水口及び循環水の取水口の網、格子状のふた等が正常な位置にあり、欠損及び変形がないことを定期的を確認するとともに、それらを固定しているねじ、ボルト等の欠落および変形等がないこと等を定期的を確認すること。

(6) 消毒剤その他の薬剤、測定機器等必要な資材の管理は、次のとおりとする。

ア 消毒剤は、他の薬剤と混和しないよう適切に管理すること。

イ 薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律の規定より適切に管理すること。

ウ 貯水槽の水の消毒剤として液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法その他の関係法令の規定により適切に管理すること。

エ 消毒剤その他の薬剤、測定機器等は、経時変化及び温度による影響を考慮して適切に管理し、その機能の維持についても十分注意すること。

(7) 浄化設備の管理は、次のとおりとする。

ア 浄化設備は原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。

イ 夜間にやむを得ず運転を停止する場合は、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。

ウ 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼動していることを確認すること。

(8) 消毒設備は、プールの使用時間中は運転を停止しないこと。

(9) 貯水槽の水の循環システムの管理は、次のとおりとする。

- ア 随時清掃し，常に清浄を保つこと。
 - イ 新規補給水量を常に把握し，新規補給水と循環水の割合に注意すること。
- (10) オーバーフロー水を再利用する場合は，十分な浄化及び消毒を行うこと。
- (11) シャワー水に用いる洗浄水については，利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため，洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。
- (12) 貯水槽の水，シャワー水等の排水に当たっては，周辺地域の環境保全に十分配慮すること。
- (13) 屋内プールの空気の管理は，次のとおりとする。
- ア 空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないこと。
 - イ 空気中の二酸化炭素の含有率の測定は，2月に1回以上行うこと。
 - ウ 空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は，施設内の適切な場所を選び，床上75cm以上150cm以下の位置において，検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。
 - エ 空気中の二酸化炭素の含有率の測定地点は，施設の構造又は規模に応じて増やすこと。
 - オ 空気中の二酸化炭素の含有率が基準に適合しているか否かの判定は，測定日における使用開始時から中間時まで，中間時から使用終了時までの適切な2時点において測定し，その平均値をもって行うこと。
- (14) プールの使用時間終了後は，直ちにプール設備及び付帯設備を点検し，衣類の残留その他の異常の有無を確認するとともに，人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。
- (15) 気泡浴槽，採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備及び水温が比較的高い設備（以下この号において「採暖槽等」という。）の管理は，次のとおりとする。
- ア 採暖槽等の水について，レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い，レジオネラ属菌が10CFU/100mL未満であることを確認すること。
 - イ レジオネラ属菌の検査方法は，冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれ

	<p>かによること。</p> <p>ウ 採暖槽等の水は、別表第2第1の表に掲げる水質基準に適合すること。ただし、海水又は温泉水を採暖槽等の水の原水として使用する場合には、衛生上危害が生じる恐れがないと市長が認めるときは、同表1の項から4の項まで、6の項及び7の項に掲げる基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p> <p>エ 採暖槽等の水の検査方法は、別表第2第2の表に掲げる水質基準に係る検査方法によること。</p> <p>オ 採暖槽等の水の水質検査は、別表第3第2第4号によること。この場合において、同号中「貯水槽」とあるのは「採暖槽等」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 プール利用の管理</p>	<p>(1) 監視及び救護の体制は、次のとおりとする。</p> <p>ア 監視員は、監視所から又は監視設備により、プールの水域をもれなく監視すること。</p> <p>イ 応急救護の訓練を受けた救護員を貯水槽内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。なお、救護員は、プールの規模等の実情に応じ、アに規定する監視員と兼ねることができる。</p> <p>ウ 監視員及び救護員は、プールサイド等の安全確保にも配慮すること。</p> <p>(2) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。）その他水泳を通じて人に感染させるおそれのある疾病（以下「感染症等」という。）にかかり、感染症等がまん延するおそれがあると認められる者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、水泳をさせないこと。</p> <p>(3) 単独でプールの利用が困難な者には、付添者を求めること。</p> <p>(4) 利用者数を常に把握し、水質の維持管理等に配慮すること。</p> <p>(5) 利用者がプールを利用する前及び排便等によりプールサイドを離れた場合は、シャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。</p> <p>(6) オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。ただし、唾液やたん</p>

	<p>を水泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合はこの限りでない。</p> <p>(7) 他の利用者に危害を及ぼし、又は貯水槽の水を汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。</p> <p>(8) 利用者が飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合は、貯水槽の水を汚染しないようにさせること。</p> <p>(9) 利用者の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。</p> <p>(10) 利用者への注意事項、利用時間、プールの見取り図等を入口その他利用者の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(11) 複数の貯水槽が設置されている等により、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を利用形態等に応じて区画区分して利用させること。</p>
5 その他	<p>(1) プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。</p> <p>(2) プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに市長に通報し、その指示に従うこと。また、事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに速やかに市長に報告すること。</p> <p>(3) 水着その他直接肌に接するもので水泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。</p> <p>(4) 万一の事故に備えて従業者の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法、連携する医療機関等を定めたマニュアルを作成しておくこと。</p>

プール開設許可申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

プールの開設の許可を受けたいので、新潟市プール条例第3条第2項の規定により申請します。

プールの名称 及び所在地	名 称	
	所在地	電話番号
構造設備の概要		
管理責任者の氏名		
衛生管理者の氏名		
使用期間	通年・季節(月から 月まで)	
開設予定日	年 月 日	

添付書類

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 開設場所案内図 | (2) 配置図 |
| (3) 貯水槽の平面図及び断面図 | (4) 給水及び排水設備の系統図 |
| (5) 貯水槽の排水口及び循環水の取水口の図面及び写真 | (6) 空気調和設備又は換気設備の図面 |
| (7) 主要機器一覧表 | (8) 申請者が法人である場合には、登記事項証明書(履歴事項の全部が記載されたものに限る。) |
| (9) 申請者が個人である場合には、住民票の写し | (10) その他市長が必要と認める書類 |

注 構造設備の概要欄に記入できない場合は、別紙として提出してください。

プール開設許可書

年 月 日

様

新潟市長

印

年 月 日付けで申請のあったプールの開設について、新潟市プール条例第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

許可の年月日	
許可番号	
プールの名称 及び所在地	名称
	所在地

プール許可事項変更届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)

開設者 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可事項の変更を
 する
 した
 ので、新潟市プール条例第4条
 第1項
 第2項
 の規定により届け
 出ます。

プールの名称 及び所在地	名 称		
	所 在 地	電話番号	
変 更 事 項	変 更 後		変 更 前
変 更 理 由			
変更予定日又は 変更の生じた日	年 月 日		

添付書類 以下に掲げるもののうち、変更事項に係るもの

- (1) 配置図
- (2) 貯水槽の平面図及び断面図
- (3) 給水及び排水設備の系統図
- (4) 貯水槽の排水口及び循環水の取水口の図面及び写真
- (5) 空気調和設備又は換気設備の図面
- (6) 主要機器一覧表
- (7) その他市長が必要と認める書類

プール水質検査等報告書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

開設者 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

水質検査の結果が基準に適合していなかったため、新潟市プール条例施行規則第7条第3項の規定によりプールの水質検査の結果及び講じた措置について報告します。

プールの名称 及び所在地	名 称	
	所 在 地	電話番号
水 質 検 査	検査年月日	年 月 日
	不 適 項 目	
講 じ た 措 置		
水 質 再 検 査	検査年月日	年 月 日
	適 合 状 況	

添付書類 水質検査の成績書及び水質再検査の成績書

プール休止・再開・廃止届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

開設者 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

プールの休止・再開・廃止をするので、新潟市プール条例第7条の規定により届け出ます。

プールの名称 及び所在地	名 称			
	所 在 地	電話番号		
<input type="checkbox"/> 休止	休止(全部・一部)年月日	年	月	日から
	休 止 理 由	年	月	日まで(予定)
<input type="checkbox"/> 再開	再開(全部・一部)年月日	年	月	日
	再 開 理 由			
<input type="checkbox"/> 廃止	廃 止 年 月 日	年	月	日
	廃 止 理 由			

注 該当する届出事項の□にレ印を記入してください。

プール開設者地位承継届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

届出者 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

開設者の地位を承継したので、新潟市プール条例第8条の規定により届け出ます。

承継したプールの名称, 所在地, 許可番号及び許可の年月日	名 称	
	所 在 地	電話番号
	許可番号	第 号
	許 可 の 年 月 日	年 月 日
被 承 継 者	住 所(法人にあつては主たる事務所の所在地)	
	氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
承 継 の 区 分	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割	
承 継 年 月 日	年 月 日	

注 該当する届出事項の□にレ印を記入してください。

添付書類

- (1) 相続による承継の場合 戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上あるときにおいて、その全員の同意によりプールの開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (2) 合併による承継の場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書(履歴事項の全部が記載されたものに限る。)
- (3) 分割による承継の場合 プール開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書(履歴事項の全部が記載されたものに限る。)及び当該地位を承継したことを証する書類

プール開設許可書(書換・再)交付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟市プール条例施行規則第10条の規定により、次のとおり申請します。

プール施設	名称	
	所在地	電話番号
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
申請理由	<input type="checkbox"/> 記載事項の変更 <input type="checkbox"/> 承継 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> き損・汚損	

注 該当する項目の□にレ印を記入してください。

添付書類 書換交付又は再交付に係る許可書(紛失した場合及びき損又は汚損が著しい場合等は除く。)

（表）

身分証明書	
第	号
所属 氏名	
年 月 日生	
上記の者は，新潟市プール条例第9条の 規定による立入検査を行う職員であるこ とを証明する。	
年 月 日交付	
年 月 日まで有効	
新潟市長 印	

写真

（裏）

新潟市プール条例(抜粋)

（報告の徴収等）

第9条 市長は，この条例の施行に必要な限度において，プールの開設者又は第6条の管理責任者に対し，プールの維持及び管理の状況その他の必要な事項に関し報告を求め，又はその職員に，プールに立ち入り，その構造設備若しくは第5条第2項に規定する基準の遵守状況を検査させ，若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，かつ，関係者の請求があるときは，これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。